道元禅師の引用燈史・語録について（承前）

――真字『正法眼蔵』を視点として――

鏡島元隆

二　仮字『正法眼蔵』と真字『正法眼蔵』

いま、真字『正法眼蔵』に視点を据えて、仮字『正法眼蔵』の出典をみると、仮字『正法眼蔵』の引用古則はおよそ三百十九則であるが、そのうち真字『正法眼蔵』とかかわりをもつのは六十四則である。この比例数は、かならずしも多くないが、出典研究の立場から両者を対比して気付くことをつぎに挙げてみよう。

第一に気付くことは、真字『正法眼蔵』の引用出典において絶対優位を占めるものが『統要集』であるのに反し、仮字『正法眼蔵』の引用出典において絶対優位を占めるものが『伝燈録』であることである。一般に真字『正法眼蔵』は仮字『正法眼蔵』の台本の役割をはたすものと考えられているが、引用出典から言えば、真字『正法眼蔵』における『統要集』優位の立場が仮字『正法眼蔵』に何ら反映されていないことは、意外の感を与えるが、このことがまず注意されるのである。

仮字『正法眼蔵』に引かれている燈史・語録を引用回数の多い順に挙げれば、つぎのようである。[1] 引用燈史としては、『伝燈録』六十四項、『聯燈会要』二十六項、『広燈録』二十三項、『統要集』二十一項、『普燈録』十項、『続燈録』三項であり、引用語録としては、『如浄語録』二十七項、『宏智語録』二十一項（頌古十、拈古五を含む）、『圜悟録』十一項（頌古八、拈古二を含む）、『碧巌集』三項である。

問題は、石井教授によって真字『正法眼蔵』三百五則中、百二十九則の多数が引用された『統要集』が、仮字『正法眼蔵』中にどれだけ引用されているかということであるが、それは上においてみるようにわずかに二十一項に過ぎず、『聯燈会要』の二十六項に及ばないことである。もっとも、『統要集』と『聯燈会要』は極めて近似している燈史であるから、

さらに引用された『聯燈会要』を子細に点検すれば、出典『聯燈会要』二十六項中には『統要集』に変更しなければならないものが出てくるかも知れない。しかし、それにしても、『統要集』と『聯燈会要』を合せても、『伝燈録』の絶対優位は厳として揺るがないのである。このことは、つぎに考察する『永平広録』においても同じことが言えるから、道元禅師の引用燈史においては、『伝燈録』が主要な位置を占め、決して真字『正法眼蔵』におけるように『統要集』でないことが確認されるのである。

第二に気付くことは、真字『正法眼蔵』とかかわりをもつ仮字『正法眼蔵』六十三則の公案中には、真字『正法眼蔵』の出典と一致しないものがみられることである。このことは、すでに石井教授によっても指摘されていることであるが、それを挙げればつぎのようである。

1玄沙師備　似古鏡濶（『古鏡』巻）

この話は、真字『正法眼蔵』中（第九）にみられるもので、真字本の出典が『統要集』巻九であるにかかわらず、『古鏡』巻引用の出典は『聯燈会要』二十三であって、『統要集』と一致しないのである。

2地蔵桂琛　三界唯心（『三界唯心』巻）

この話は、真字『正法眼蔵』中（第十二）にみられるもので、真字本の出典は、『統要集』十二であるのに対し、『三界唯心』巻引用の出典は、『伝燈録』二十一である。

3趙州従諗　三喫茶去（『家常』巻）

この話は、真字『正法眼蔵』下（第三十三）にみられるもので、真字本の出典は、『宏智録』三であるが、『家常』巻引用の出典は『聯燈会要』六である。

4洞山良价　無寒暑（『春秋』巻）

この話は、真字『正法眼蔵』下（第二十五）にみられるもので、真字本の出典はいずれによるか不明であるが、『春秋』巻の出典は、明らかに『宏智録』四によっている。

5投子大同　月未円時（『都機』巻）

この話は、真字『正法眼蔵』上（第十三）にみられるもので、真字本の出典は、『伝燈録』十五であるが、『都機』巻の出典は『聯燈会要』二十一である。

以上、挙げた仮字『正法眼蔵』の五則の公案は、真字『正法眼蔵』の出典とはそれぞれ異なるのである。真字『正法眼蔵』は仮字『正法眼蔵』の台本とされるが、真字『正法眼蔵』が仮字『正法眼蔵』にかかわる六十四則の公案の中には、このように真字『正法眼蔵』によらないものが存することは注意されるべきである。

第三に気付くことは、仮字『正法眼蔵』に引用された真字『正法眼蔵』の公案は、主として興聖寺時代の道元禅師撰述の『正法眼蔵』に集中し、入越後の撰述の『正法眼蔵』に減

少していることである。このことは『永平広録』においても同じことがみられるのであるが、『正法眼蔵』について言えば、入越後撰述された仮字『正法眼蔵』で、真字『正法眼蔵』にかかわる巻は九巻存する。すなわち、『三界唯心』、『説心説性』、『仏道』、『諸法実相』、『密語』、『無情説法』、『十方』、『竜吟』、『虚空』の諸巻であるが、このうち真字『正法眼蔵』の中核である『統要集』によっているものは、『説心説性』、『諸法実相』、『竜吟』、『虚空』の四巻だけであって、他の五巻は真字『正法眼蔵』にかかわってはいるものの、それらの出典は『伝燈録』、『宏智頌古』、『大慧録』であって、それらは真字『正法眼蔵』を通さなくても、道元禅師にとって容易に引証し得るものである。

問題は、『説心説性』等に引用された『統要集』が真字『正法眼蔵』によっていることはほぼ確実であるが、真字『正法眼蔵』によらないで直接『統要集』によっているものがあるかということであるが、管見のおよぶところではそれは存しないから、永平寺には『統要集』は携行されなかったと思われる。真字『正法眼蔵』は永平寺に携行されたであろうが、それによるものは九巻だけであるから、永平寺時代の道元禅師からは真字『正法眼蔵』への関心は薄れたのではないか、と推定されるのである。引用出典の大勢から言えば、永平寺時代の道元禅師は、真字『正法眼蔵』ないしその中核である『統要集』をあまり重視しなかったということができよう。これについては、後にまた触れる。

三　『永平広録』と真字『正法眼蔵』

『永平広録』の公案引用数は二百九十八則であり、これに対し真字『正法眼蔵』がかかわる公案は九十二則であるから、六十四則の仮字『正法眼蔵』より『永平広録』の方が真字『正法眼蔵』とのかかわりが多いのである。もっとも、右の公案数は、『正法眼蔵』と重複しているものをも一則として数えた数である。ただし、『永平広録』の諸巻によって同一公案が多く引用されても一則と数え、諸巻中、ある巻と他の巻と引用出典が異なる場合には、同一公案であっても複数に数えた数である。

さて、このようにして『永平広録』の出典を検証するとき、燈史としては『伝燈録』六十八、『統要集』二十五、『聯燈会要』二十四、『広燈録』九、『普燈録』七、『続燈録』一という次第となり、語録としては『宏智録』四十三（頌古十七、拈古四を含む）、『如浄録』十、『圜悟録』九（拈古五、頌古三を含む）、『碧巌集』二という数字が示される。この数字は、ほぼ『正法眼蔵』の引用燈史・語録に対応する。ただ、『正法眼蔵』においては引用出典の上位三位を占める燈史は、『伝燈録』、『聯燈会要』、『広燈録』であり、語録は『如浄語録』、『宏智

語録』、『圜悟録』であるが、『永平広録』においては、燈史としては『伝燈録』、『統要集』、『聯燈会要』であり、語録としては『宏智録』、『如浄録』、『圜悟録』であるという相違がみられる。

さて、このような『永平広録』において、もっとも問題となるものは『永平広録』巻九の『永平頌古』と真字『正法眼蔵』との関係である。両者はいずれも興聖寺在住時代の道元禅師の選述で撰述の時期を前後するが、そのいずれが先、いずれが後かということがまず問題であり、つぎに『永平頌古』においては『伝燈録』の引用が多く、真字『正法眼蔵』においては『統要集』の引用が多い事実をどのように解するか、という問題である。

すでに、石井教授によって指摘されていることであるが（宗門統要集と真字正法眼蔵　宗学研究第二七号）、『永平頌古』九十則の出典の内訳は、燈史としては『伝燈録』二十八、『統要集』十三、『聯燈会要』四、『広燈録』三、『普燈録』三であり、語録としては『宏智録』十一（頌古七、拈古一、行状記一を含む）、『圜悟頌古』二、『碧巌集』二、『大慧正法眼蔵』二、その他である。これは、すでに述べた『正法眼蔵』や『永平広録』の出典事例にほぼ相応するものであるが、同じ興聖寺時代に撰述された真字『正法眼蔵』と『永平頌古』において、『統要集』の出典が前者において圧倒的に多いのに反し、後者においては『伝燈録』の出典がはるかに多いのである。さらに注意すべきは、『永平頌古』九十則中、真字『正法眼蔵』にかかわる公案は六十五則あるが、『永平頌古』と真字『正法眼蔵』で同じ公案を扱いながら別な出典を挙げているものが十二則にもおよび、この十二則の異なる出典中、五則までが、真字『正法眼蔵』が『統要集』を挙げているのに、『永平頌古』は『伝燈録』を挙げていることである。[2] このような両者の引用出典の相違は、どのように解したらよいであろうか。これについては、あらためてのちに考察する。

四　その他の著述と真字『正法眼蔵』

上において、『正法眼蔵』と真字『正法眼蔵』、『永平広録』と真字『正法眼蔵』について考察したが、道元禅師のその他の著述と真字『正法眼蔵』について考察してみよう。ここにいうその他の著述とは、『学道用心集』、『典座教訓』、『赴粥飯法』、『衆寮箴規』、『知事清規』である。これらの著述において、真字『正法眼蔵』はどのように用いられているであろうか。

その他の著述において、引用されている公案数は三十則であって、その中、引かれている燈史は『伝燈録』十、『普燈録』四、『広燈録』二、『聯燈会要』一であり、語録としては、『宏智録』三（頌古一、拈古一を含む）、『禅林宝訓』三、『大慧

武庫』二等である。その中、真字『正法眼蔵』にかかわる公案は五則に過ぎない。五則の内容は、『伝燈録』三、『宏智録』二（頌古一を含む）であるから、それは原典から直接引用されたものか、真字『正法眼蔵』によったものかは明らかでない。その他の著述においては、『知事清規』に引かれた雪峰の「淘米淘沙」の公案が『統要集』に存するが、これも『聯燈会要』に同文が存するから、『統要集』に拠ったものではないとも考えられる。従って、その他の著述を通じて言えることは、真字『正法眼蔵』とのかかわりが薄いことである。

さて、上に挙げた道元禅師の仮字『正法眼蔵』、『永平広録』およびその他の著述の全著述を通じて、引用された公案数はおおよそ五百八十二則である。そのうち真字『正法眼蔵』にかかわる公案は百二十三則である。これは真字『正法眼蔵』三百五則の公案集からの引例としてはその数がやや少ない感を与えるが、真字『正法眼蔵』が唐代の禅者の語録・行履を主とするのに対し、『正法眼蔵』や『永平広録』等は如浄や宏智を中心とする宋代の禅者の語録・行履が重要な位置を占めるための相違であろう。

さて、上において『正法眼蔵』、『永平広録』およびその他の著述の出典を真字『正法眼蔵』を視点として検討してきたのであるが、以上を総括してみると、つぎのような問題に導かれるのである。

一　道元禅師の引用燈史の中で断然優位を占めるものは『伝燈録』であり、語録は『宏智録』・『如浄録』である。このことは、『正法眼蔵』によってみても、『永平広録』によっても、その他の著述によっても動かない。従って、真字『正法眼蔵』三百五則中、『統要集』が百二十九則を占めるのは、禅師の全著述の体系からみるときは、何と言っても異常であり、突出事象であると言わなければならない。

二　真字『正法眼蔵』は仮字『正法眼蔵』との対比において語られることが多く、後者の台本であるとも言われるのであるが、引用出典から言えば、『正法眼蔵』に引用されるより『永平広録』に引用されることの方が多い。従って、台本という点から言えば両者の台本である。しかし、その引用は、上述において明らかにしたようにこれに基づかないものもあるので、道元禅師の引用公案がすべて真字『正法眼蔵』によるとは言えない。その点からしては、道元禅師の引用燈史・語録において真字『正法眼蔵』のもつ意義をあまりに過大に評価することは、あまりに過小に評価することとともに、いずれも不当である。

三　道元禅師の著述の撰述年時から言えば、真字『正法眼蔵』、とくにその中核である『統要集』の引用は興聖寺時代にもっとも多くみられる。すでにみてきたように、永平寺時

代の禅師からは、真字『正法眼蔵』からの引用は減少し、その中核である『統要集』は永平寺には携行されなかったと思わしめるものが存する。[3] それは、道元禅師の関心が真字『正法眼蔵』より去ったというより、公案のソースとしての真字『正法眼蔵』は禅師の晩年にはその使命を果たし終ったとみるべきかも知れない。

四　『永平頌古』と真字『正法眼蔵』はいずれも道元禅師の興聖寺在住時代の著述であるが、出典研究からみるときは前者は『伝燈録』中心であり、後者は『統要集』中心であって、その立場が逆転している。従って、すでに述べたことであるが、両者の前後関係および逆転していることの理由を解明することは、真字『正法眼蔵』の成立およびその性格を解く重要な鍵を与えるものである。この点について、のちに考察する。

五　燈史について道元禅師が述べていることは、「かの因縁すなはち伝・広・続・普燈等の録につらなれり」（「伝衣」）と記されるように、五燈中、『伝燈』・『広燈』・『続燈』・『普燈』の四燈について明記されており、それらはそれぞれ『正法眼蔵』・『永平広録』等に引用されている。しかるに、『正法眼蔵』・『永平広録』等の引用出典の中で多くの引用例を占める『聯燈会要』や『統要集』について、禅師は一言もその著述中において触れていない。このことはどのように解したらよいであろうか。『統要集』も『聯燈会要』もいずれもその成立に看話禅の大成者、大慧宗杲が深くかかわっているが（石井修道　宗門統要集について　仏教学部論集第四・五号）、道元禅師がこの両書に言及しなかったのは、この二書が大慧宗杲に関係して成立したものであるがためであろうか。あるいは、この二書は禅師のいわば種本として、秘匿されたものであろうか。いずれも、禅師の高邁な人格からしては考えられないこととすれば、この事実はどのように解したらよいであろうか。

上においてみてきたように、真字『正法眼蔵』は多くの問題を抱えている書である。これについてつぎに検討してみよう。

五　真字『正法眼蔵』再考

真字『正法眼蔵』については、私はすでに印度学仏教学会でこれについて発表したことがあり（印仏研第二巻第二号　昭和二十九年三月）、さらに「真字『正法眼蔵』より仮字『正法眼蔵』へ」という論考を再度試みたこともある（金沢文庫研究第二六八号　昭和五十七年三月、『道元禅師とその周辺』所収）。

私の最初の論考の要旨は真字『正法眼蔵』は門人に参究させる意図のもとに編纂されたものではなく、自分自身の参究の手控えに集めたものであり、それが後に仮字『正法眼蔵』

や『永平広録』に無数に引用されている公案の台本となったものである、というにあった。

しかし、その後諸氏による真字『正法眼蔵』の研究が進んで、真字『正法眼蔵』は禅師の単なる手控えの書ではなくて、門下に参究させた書としてみるべきであるという主張が有力となって、私も真字『正法眼蔵』について、再考を試みたのである。その再考の要旨は、仮字『正法眼蔵』や『永平広録』の台本としての真字『正法眼蔵』はやがて門下に公開されることになる。その事情は、あたかも親鸞の『教行信証』が元来親鸞自身のための手控えであったが、後には門人の参究の書となったように、真字『正法眼蔵』もはじめは禅師自身の手控えとして集められたものであるが、後には門下に開放され、門弟をして参究させるための公案集となったのである。ただ、親鸞と道元禅師において根本的にちがうところは、『教行信証』は親鸞の代表的著述であるが、真字『正法眼蔵』は道元禅師においてはあくまで仮字『正法眼蔵』に移る過渡的著述であって、それが究極の位置を占めるものではないというにあった。

前考ならびに前々考についての私の考えは、基本的にはいまでも変わりはない。しかるに、これについて再々考せざるを得なくなったのは、すでに述べたことであるが、真字『正法眼蔵』の出典において『統要集』の占める位置が、道元禅師の全著述において占める位置に比して異常に多いことが明らかとなって、台本としての真字『正法眼蔵』が道元禅師の著述にどのように反映しているか、ということが問題となったからである。もし真字『正法眼蔵』が仮字『正法眼蔵』や『永平広録』の台本であるならば、出典において『統要集』の占める絶対優位の立場は当然仮字『正法眼蔵』や『永平広録』に反映されなければならないが、それがみられぬのをどのように考えたらよいか、ということである。この問題を考えるために、前稿において触れなかった真字『正法眼蔵』が門下に開放されたのはいつの時点であるか、また何のために、門下に開放されたか、という二点に絞って三度び真字『正法眼蔵』について考えてみたい。

まず、真字『正法眼蔵』はいつ成立したかということであるが、真字『正法眼蔵』がそのはじめは禅師自身の参究の手控えであったとすれば、その成立の上限は、禅師の在宋五ヶ年の遍参時代にまで遡るであろう。禅師は、在宋中諸禅刹を遍歴された際、多くの古則公案を参究されたことはいうまでもないが、とくに感銘を受けた古人の古則公案はその折々に手控えに手記されたにちがいない。これを裏書きする一、二の例を挙げよう。

一　南嶽山大慧禅師因僧問。如二鏡鋳一レ像光帰二何処一。師曰。大徳未二出家一時相貌向二甚処一去。僧曰。成後為レ甚不二鑒照一。師曰。

雖レ不二鑒照一瞞レ他一点也不レ得。

右の南嶽の「如鏡鋳像」の公案は、『正法眼蔵古鏡』巻、および『永平広録』巻五に引用されるものであって、出典は『統要集』三である。

注意すべきことは、道元禅師がこれについて、「這一段因縁、二十年前一二経耳根一。得力以来、握二在拳裏一未二曾放下一」（『永平広録』五）と述べていることである。『永平広録』の本上堂は建長二年（一二五〇）と推定される（伊藤秀憲『永平広録』説示年代考　仏教学部論集第一一号）から、それより二十年前は一二三〇年の帰朝後となるが、これは概数を挙げたものであって、おそらく一二二五―一二二七年の如浄会下においてであろう。(4)「一経耳根」とあるから、禅師が耳で聞かれた公案であるが、禅師においてただ脳裏に記憶されたものでなく、手控えとしてメモされたにちがいない。それが真字『正法眼蔵』㈱十六に収録されていることは、真字『正法眼蔵』の由来が中国にまで遡ることを示すものである。

二　『如浄録』・『宝慶記』に記載しない如浄の語

先師天童如浄の言葉は、道元禅師にはこれを記録した『宝慶記』があり、また門下の編纂した『如浄録』も禅師のもとに伝えられて、それぞれ禅師の著述の中に引用されていることはあらためていうまでもない。それらの中にはメモするまでもなく禅師の脳裏に焼きついた言葉も多いにちがいないが、それらはおおむね短句短言であって、如浄の語すべてが諳誦されたわけではないと思われる。従って、『宝慶記』・『如浄録』のいずれにも存しないで、如浄の語として禅師の著述中に引用されたものが数例存する（拙著『天童如浄禅師研究』）が、それらすべてが、禅師の脳裏に記憶されたとみるのは不自然である。たとえば、つぎの二例のごとき、手控えとして記録されたものとみるべきであろう。それを挙げれば、つぎのようである。

(1)先師天童古仏、ある夜間に方丈に普説するにいはく、天童今夜有二牛児一。黄面瞿曇拈二実相一。要レ買那堪無二定価一。一声杜宇孤雲上（『正法眼蔵諸法実相』）

右は、宝慶二年（一二二六）三月夜間四更のころ、天童如浄が妙高台でなした普説の語で、それより十八年後の寛元元年（一二四三）九月、入越早々の道元禅師が天童山を偲び、如浄を偲びながら諸法実相を語る示衆語として提示したものである。それがいかに禅師にとって感激的な句であったかは、「身心骨髄に銘じきた」った美言奇句として述べていることによって明らかであるが、十八年前の状景は禅師にとって生ま生ましいことであっても、句自身はメモされたとみるのが穏当である。

(2)先師頌曰。雲門倒嗣一橛屎。悩二乱瞿曇一痛処針。要レ見二海枯終徹一底。始知人死不レ留レ心（『永平広録』七）

右は、雲門の乾屎橛に対する如浄の偈頌であるが、『如浄録』に見出されない。この偈頌は、道元禅師の記憶裏に存したというよりも、やはりメモに記録されたものと考えるのが自然である。

これによってみれば、道元禅師は入宋中、『宝慶記』以外にその師如浄の語を自己の参学の手控えに記録したものが存したと思われる。真字『正法眼蔵』は唐代の祖師中心であるから、それらは真字『正法眼蔵』の編成からははずされたであろうが、このような記録が存し、それが真字『正法眼蔵』の原資料となったことは、南嶽の「磨鏡鋳像」の公案に照らしても明らかである。このように考えるとき、真字『正法眼蔵』成立の上限は道元禅師の在宋時代まで遡り、そのはじめは禅師自身の手控えとして集められたものと考えられるのである。このようにして集められた手控えの公案集が、ある時点で、何らかの必要のためその中のあるものは選別され、あるものは増広されて、三百則として編成されたものが真字『正法眼蔵』とみられる。問題は、それまで禅師の手控えであった公案集が、いつの時点で、何のために門下に開放されたか、ということである。

通例、それは真字『正法眼蔵』の「序」が撰せられた嘉禎乙未（一二三五）の年であると考えられている。この説をとるものは河村教授である。そして、教授の説は「正法眼蔵序」を道元禅師の真撰と認める立場と深くかかわっている。もともと、真字『正法眼蔵』は指月慧印の評註による『三百則不能語』として伝わったものであるが、拈評本は註解者指月による本文の増添・削除の著しいものであって、とうていこれが道元禅師真撰とは考えられないものであった。しかるに、昭和九年、金沢文庫から弘安十年（一二八七）書写の真字『正法眼蔵』中巻の端本一巻が大屋徳城氏により発見・紹介されるにいたって、真字『正法眼蔵』の道元禅師真撰説が浮上したのであるが、その「序」の真偽については、なお疑問が残されていた。これに対し、河村教授は鋭意古写本真字『正法眼蔵』を探索し、真法寺旧蔵本・永昌寺本・成高寺本の古写資料三本を発見し、伝写系統を異にする古写本が一様に同一内容の「正法眼蔵序」を有するところからして、これが道元禅師真撰と確信し、真字『正法眼蔵』の成立の時点を嘉禎元年と論定するにいたったものである。

河村教授が、金沢文庫本『正法眼蔵』に類同する古写本真字『正法眼蔵』三本を発見した功績は、特筆すべきことである。しかし、金沢文庫本『正法眼蔵』と古写本三本における中巻とは、全同ではない。そこで、河村教授は、金沢文庫本は三百則撰集前の草稿的原初形態をもつ未定稿本であり、それは道元禅師の座右に常時手控えとして留められたのであって、他の古写本三本は嘉禎元年一陽佳節に禅師自ら撰録され

たものであって、それは興聖寺開堂に伴う学道者への参学指針の書として示されたものと主張するのである（講座道元3『道元の著作』）。

問題は、道元禅師の未定稿本である金沢文庫本が真法寺本系統の古写本真字『正法眼蔵』へと定稿化したのは、いつの時点であるか、ということである。古写本真字『正法眼蔵』のいずれにも「序」が付せられていることから、それが古い伝承をもつことは疑いないが、道元禅師撰の序があるからただちに定稿化は道元禅師ということは言えないであろう。定稿化された時点で、道元禅師の名のもとに「序」が撰せられたかも知れないからである。それ故に問題は、草稿本から定稿本に編成するに当って、数則の公案がさしかえられているが(5)、それを改める必然的理由が道元禅師に存するかどうかということである。石井教授が疑問を投じたのは、この点であって、石井教授は四つの理由を挙げて詳細に説いているが、要するにこの数則の公案を改訂すべき理由は、道元禅師の側にも、真字『正法眼蔵』の側にも見出されないからして、真字『正法眼蔵』の定稿化は禅師自身の手によるものではないというにある（中国禅宗史話　傘松第四七七号）。

石井教授も草稿本としての三百則の道元禅師親集は認めているのであり、それが嘉定元年ごろの成立ということも認めているのであるから、両教授の真字『正法眼蔵』に対する見解の相違は、嘉禎元年の時点で、真字『正法眼蔵』はなお草稿本に留まったか、定稿本として成立したかの相違である。この両教授の見解の相違には、真字「正法眼蔵序」を道元禅師の真撰とみるかどうかの問題が深くかかわっているのであるが、いまはこの「序」文の真偽問題は問わないことにする(6)。

さて、それでは真字『正法眼蔵』は何のために撰述されたか、というに、これについて、河村教授は、道元禅師自身がその会得した真理の立場から、その宗眼に照らして諸経典・語録・燈史書類に転釈を施したものが真字『正法眼蔵』であって、これを門下に参究せしめるために開放したと解する（真字正法眼蔵の研究(一)―(四)　駒大研究紀要第三一号―三四号）。これに対し、水野弥穂子教授は、道元禅師が会得した真理を門下に理解させるための教養書（『道元』上）と解し、柳田教授はほぼ同じ理由としながらも、「とくに語学的能力を得るための教科書」（仮名正法眼蔵の秘密（展望））として、真字『正法眼蔵』を学習書と規定している。この河村・水野・柳田各氏の説には、道元禅師の真字『正法眼蔵』編纂の意図についてニュアンスの異なるものがあるが、三氏ともそれが道元禅師の門下一般に広く開放されたものとみることにおいて異なることはない。しかるに、最近石井教授はこの点について新たな提言をしている。それは真字『正法眼蔵』は、『永平頌古』の編纂者詮慧には知られなかったものであるという主張であ

る。石井教授は、出典研究の立場から『永平頌古』の撰者、詮慧には真字『正法眼蔵』が共通のテキストになっていないことを指摘する（『義雲和尚語録』の引用典籍について『義雲禅師研究』）。

この石井教授の指摘は重大である。もし石井教授の言うように、真字『正法眼蔵』が門下すべてに開放されたものでなければ、道元禅師の真字『正法眼蔵』撰述の意図はあらためて問い直されなければならないであろう。それはもはや門下一般へ開放された教養書・学習書ないし禅師が会得した真理の参究書とは言えないからである。従って、真字『正法眼蔵』撰述の意図を明らかにするには、まずもってこの石井教授の主張が肯綮にあたるものかどうか、ということの検討からはじめられなければならないであろう。

結論を先に言えば、石井教授の主張は出典研究の立場からすれば、肯けがわざるを得ないものである。私は、別の立場からこのことを傍証しよう。その理由は、以下の二点である。

一、『永平頌古』と真字『正法眼蔵』が密接な関係にあることは、『永平頌古』九十則のうち、真字『正法眼蔵』とかかわる公案が六十五則にもおよぶことによって明白である。しかし、両者における引用出典をさらに子細にみると、すでにみてきたように、『永平頌古』においては『統要集』の引例が『伝燈録』より少なく、真字『正法眼蔵』においてはこの関係が逆転しているのである。しかも両者における共通公案一二則において、真字『正法眼蔵』が『統要集』を挙げているのに対し、『永平頌古』は『伝燈録』を承げているのである。このことは『永平頌古』の編者詮慧は真字『正法眼蔵』の存在を知らなかったことを裏書きするものであろう。

二、『永平頌古』は、その第十則に船子の蔵身莫蔵の公案、第二十二則に夾山の水中大悟の公案、第二十八則に船子の垂絲千尺の公案、第三十五則夾山の目前無法の公案を挙げ、それぞれについての道元禅師の偈頌を記している。しかし、これら四則の公案は、もともと船子と夾山の因縁を記した同一公案で、第十則・第二十二則・第二十八則の三則の公案は、真字『正法眼蔵』上第九十則に記されている同一公案であって、出典は『統要集』第七巻である。『頌古』第三十五則の夾山の目前無法の公案は、出典は『伝燈録』（十五）によっているが、これは真字『正法眼蔵』（下九十二則、出典『宏智頌古』四十）にみられるもので、これとて多少の文字の異同はあるものの、もともと『統要集』に存する同一公案である。このように、同一公案を四則に分けて引用し、それぞれに道元禅師の偈頌を配した詮慧の『永平頌古』編集形式は、稚拙というほかはない。それというのも、詮慧が真字『正法眼蔵』の存在を知らなかったためとみられるのである。(7)

さて、このように『永平頌古』の編者詮慧は、真字『正法

眼蔵』を知らなかったとすれば、道元禅師は真字『正法眼蔵』を何のために撰述されたのであろうか。石井教授はこれについて、真字『正法眼蔵』が俄かに三百則というように公案の数が増えたのは、『頌古』撰述のために古則が収集されたためではなかったかと推定する。しかし、この石井教授の推定には問題があろう。『永平頌古』と真字『正法眼蔵』の撰述といずれが先かということに対し、柳田教授は、『永平頌古』の撰述が真字『正法眼蔵』の編成に先立つと主張する（道元と中国仏教　禅文化研究所紀要第一三号）。

これが何に基づくか、氏はその論拠を示されないが、おそらくそのように解すべきであろう。[8] そうでなければ、『永平頌古』において『統要集』の引例が『伝燈録』より少なく、真字『正法眼蔵』において、これが逆転することの説明ができないのではあるまいか。『統要集』が『伝燈録』より多いのは、真字『正法眼蔵』においてのみみられる異常現象であり、突出事象であって、道元禅師においては初期の時代も晩年の時代も『伝燈録』が優位であることは前にみてきたとおりである。従って、何故に真字『正法眼蔵』において、このような異変がみられるかが解明されなければならないが、これを解く鍵は、おそらく禅師のもとに『統要集』が将来されたのはいつであるか、その将来者は何びとであるか、ということにかかっていよう。『統要集』の将来者を禅師に擬することもできないことはないかも知れないが、おそらくそれは禅師自身によるものではないであろう。はじめから『統要集』が道元禅師に知られていたならば、同じ公案を『永平頌古』と真字『正法眼蔵』において異なった出典を挙げる理由が理解できないからである。それ故に、興聖寺において道元禅師が『永平頌古』を撰述する時点では、禅師は『統要集』を十分に利用できる状況になかったが、真字『正法眼蔵』を撰述する時点では、この状況に変化を生じて、『統要集』を十分に利用することができる状況に変化したと考えられるのである。従って、禅師の興聖寺在住時代に何びとかによって『統要集』が将来され、それが禅師に呈上されて、それが真字『正法眼蔵』編纂に偉功を発揮したと考えられるのである。この将来者が誰であるかは、つぎに述べる真字『正法眼蔵』編纂の趣旨とのからみあいにおいて考えたい。

さて、それでは禅師のもとに『統要集』を将来したのは、何びとであるか。河村教授は『統要集』の将来者は、禅師であるか、寂円であるか、義介であろうと推定する（仏教学部論集第一六号　拙著紹介）。しかし、道元禅師自身に擬し得ないことは前述したことであるが、後に禅師が『統要集』を永平寺に携行しなかったと推定されることは、『統要集』は禅師にとって一時の借覧の書であることを印象づけるものであり、義介の入宋は禅師示寂後であるから問題とならない。い

まひとり、道元禅師のもとに『如浄語録』を将来した人が考えられるが、それは仁治三年（一二四二）の将来であるから、それ以前に成立した真字『正法眼蔵』の立場からしてその人に擬することはできない。とすれば、『統要集』の将来者は寂円以外には考えられないのではあるまいか。

もし、寂円が『統要集』の将来者という仮説が許されれば、ここに真字『正法眼蔵』の撰述意図に新たな視野が開けるのである。それは、真字『正法眼蔵』を寂円への伝授本と考えることである。それはあくまで仮説である。しかし、そのような仮説を立てなければ、真字『正法眼蔵』において『統要集』の出典が異常に多いこと、にもかかわらずそれが道元禅師の他の著述の上にいささかも反映されないことの理由が解けないではなかろうか。

このことを別の面から考察してみよう。すでに述べたように、道元禅師が何のために真字『正法眼蔵』を撰述したかについては、禅師の会得した真理を真字を通して開示する書（河村説）、仮字『正法眼蔵』や『永平広録』の上堂語を理解させるための教養書（水野説）ないし学習書（柳田説）等が存する。しかし、それが門下一般への公開本であれば教養書、ないし学習書ということは理解しやすいが、河村教授の主張する真字を通しての正法眼蔵の開示書ということは、やや理解しにくい。道元禅師がすでに発得した正法眼蔵の真理を真字を通して開演することを狙いとしたというよりも、将に開演すべき仮字『正法眼蔵』の真理の理解に資する資料として提供したと考える方が自然だからである。序文の書かれた嘉禎元年以前、すでに仮字『正法眼蔵』の『現成公案』、『摩訶般若』の二巻が撰述されているのであるから、一方において正法眼蔵の真理を仮字をもって示そうとされながら、他方において別に真字をもってこれを示す必要があるかということである。しかし、これは真字『正法眼蔵』を門下一般への公開書としてみてのことであって、もしそれが寂円への伝授本であるということになれば、事情は一変するであろう。中国人寂円にとっては、仮字『正法眼蔵』はなじめないものであったはずである。そこに、仮字『正法眼蔵』と同じ真理を、真字を通して示す必要が師資ともどもの要請として生れるのであって、真字をもって正法眼蔵を開演するという河村教授の主張は何の抵抗もなく首肯できるのである。もっとも、このように真字『正法眼蔵』を寂円への伝授本と規定したからといって、寂円はこれを私せず、他の門下へも開放したとみることもできよう。ただ、それは詮慧にはおよばなかったと考えられるのである。

以上の所説を踏まえて、私の真字『正法眼蔵』に対する再考は以下のようである。

一、現存する真字『正法眼蔵』の中で、道元禅師真撰と認

められるものは、金沢文庫本『正法眼蔵』のみである。それは河村教授のいう草稿本であり、石井教授のいう未定稿本である。この未定稿本を定稿化した真法寺旧蔵本以下の古写本はおそらく道元禅師の真撰ではなく、門下によって定稿化されたものであろう。この門下による定稿化の時点を、石井教授は義雲にまで下るとみているが、それは耳を傾けるべき主張である。しかし、このような門下による変更を認めるとすれば、さらに進んでそれは真字『正法眼蔵』そのものがこれを許す条件、つまりそれは門人（おそらくは寂円）の加担によって成立したもの、柳田氏のいう「師弟の共同作業」の成果によるからではないか、という類推に導かれるのである。(9)が、いまはこの点への論及はこれ以上触れない。

二、現存はしないが、金沢文庫系統の三百則上、下は道元禅師親集として嘉定元年ごろ成立したであろう。それが上百則、下百則として整理されてあったか、また現行三百則の上、下と同じ公案であったかについては明らかでないが、定稿化以前の未定稿本三百則が定稿本三百則の素材として道元禅師のもとに親集されていたことは確かである、と推定される。それは真字『正法眼蔵』上および下が、道元禅師の著述の中にそれぞれ引用されていることによって知られるのである。しかも、真字『正法眼蔵』中（金沢文庫本）が定稿化の時点で変更を受けたように、真字『正法眼蔵』上、下も定稿化の時点で公案の変更ないし加上を受けたであろうが、それがどの程度であるかは、草稿本が発見されるまではこれを明らかにすることはできない。

三、真字『正法眼蔵』の「序」が道元禅師の真撰でなければ、真字『正法眼蔵』は、門下一般へ開放されたものでなく、寂円への伝授本であろう。あるいは、懐奘を通しての寂円への伝授本であろう。それはおそらく、道元禅師が（あるいは懐奘が）手裡の未定稿本真字『正法眼蔵』を寂円に書写することを許したということであろう。従って、真字『正法眼蔵』は禅師の存命中は禅師にとっては他の著述の台本であり、寂円にとっては禅師の会得された正法眼蔵という真理の参究書という二重性格をもった書ということになる。

四、真字『正法眼蔵』の「序」が道元禅師の真撰であれば、真字『正法眼蔵』は門下一般へ開放された教養書ないし学習書ということになる。その際、それが詮慧にまでおよばなかった理由については、問題点として残るであろう。

五、真字『正法眼蔵』の定稿化は、晩年の禅師の真字『正法眼蔵』離れからみて、禅師自身によるものとは考えられない。それは、禅師示寂後寂円または寂円門下の手になるものであり、定稿化とともに真字『正法眼蔵』は台本としての性格から公案参究書へとその性格を一変したと考えられる。義雲の手裡に三百則が存したことは明らかであるから、真字

『正法眼蔵』が懐奘―寂円―義雲と伝承されたことは確かと思われる。この意味では、『永平広録』編集の時点で詮慧によって『永平頌古』が編せられ、それが『永平広録』に収められたのに対し、寂円によって「水平挙古」が編せられ、それが『水平広録』に収められずに、三百則として独り歩きしたともみられる。中国語に堪能な寂円が『広録』の編纂にたずさわらなかったことは不思議であるが、寂円には「挙古」に当る真字『正法眼蔵』が委せられたのであり、『広録』における他の侍者が『広録』編纂に尽したのに対し、彼は真字『正法眼蔵』の保持に努めたのであろう。

六、終りに、道元禅師の著述の引用燈史の中に、『統要集』や『聯燈会要』が多く援引されながら、禅師がこれについて一言も述べていないことについて付言したい。それは、すでに指摘されているように、中国禅宗の燈史は『統要集』や『聯燈会要』によって性格が一変したのであって、その変容は、従来の行実中心から公案中心になったのである。それ以前の燈史にももちろん公案は多いが、なお行実中心の記述の形式をとっている。このように燈史の性格が一変したことは、祖師は行実を通して参究されるべきもので、公案を通して参究されるべきものではないという道元禅師の信条にはそわなかったと思われる。禅師からは公案を通して祖師をみるのでなく、祖師を通して公案をみるという基本姿勢――たとえば『正法眼蔵行持』巻をみよ――が存するのであって、それが『統要集』・『聯燈会要』を依用しながらも、これに論及するを避けたのではないかと考えられる。しかし、それはあくまで私の推定である。

註

(1) 本稿は前稿「道元禅師の引用燈史・語録について」(宗教学論集第一三輯桜井秀雄教授古稀記念)の続稿である。前稿が「道元禅師の引用燈史・語録一覧表」(仏教学部論集第十七号)によっているように、本稿もすべてそれに基づいている。ここに挙げる引用燈史・語録の引用数は右論文の第一資料によるものであるが、『統要集』と『聯燈会要』の本文が合致するものは『統要集』に、『広燈録』と『臨済録』の本文の合致するものは、『広燈録』に摂して数えた。

(2) 『永平頌古』第六則は真字本が出典不明であるのに『頌古』は『伝燈録』、第十二則は真字本が『統要集』であるのに『伝燈録』、第十九則は真字本が『統要集』であるのに『伝燈録』、第二十四則は真字本が大慧『正法眼蔵』であるのに『伝燈録』、第三十一則は真字本が『圜悟録』であるのに『碧巌集』、第三十四則は真字本が『統要集』であるのに『伝燈録』、第三十五則は真字本が『宏智拈古』であるのに『伝燈録』、第五十七則は真字本が『聯燈会要』であるのに『普燈録』、第六十一則は真字本が『統要集』であるのに『伝燈録』、第六十八則は真字本が出典不明であるのに『聯燈会要』、第七十九則は真字本が

『大慧録』であるのに『伝燈録』、第八十七則は真字本が『統要集』であるのに『伝燈録』が、それぞれ挙げられている。

（3）たとえば、よく知られた公案である百丈懐海の野狐話について、道元禅師は『正法眼蔵深信因果』および『大修行』巻でこれを取り上げ拈提している。この公案の出典について、岩波文庫『正法眼蔵』の出典表では『広燈録』を挙げている。『広燈録』を挙げるのも道理で、それは道元禅師が『深信因果』巻で、「この一段の因縁、天聖広燈録にあり」と述べているからである。しかるに、この公案は、『広燈録』とは小異が存し、とくに禅師が『大修行』巻で、野狐を「亡僧の事例」によって「依法火葬」したのは誤りであると非難している「亡僧事例」・「依法火葬」という言葉は、『広燈録』には存しない。これらの言葉は、『統要集』（真字『正法眼蔵』中二）に見出される言葉であり、全文が『統要集』に符合するから、この公案の出典が『統要集』によったことは明らかである。にもかかわらず、禅師がこの公案が『広燈録』に存すると述べていることは、禅師の関心がすでに『統要集』ないし真字『正法眼蔵』から去ったことを示すものであろう。

（4）この公案をとりあげたものに、鈴木格禅教授の「道元と南嶽「瞞他不得」の話について」（印仏研第六七号）がある。この一則は『統要集』によるが、それが「一経耳根」とある以上、耳を通して聞いた公案であって、眼を通して閲読した公案ではない。禅師の入宋当時、『統要集』は、中国で実際に商量されていた公案であったであろう。それ故に、この一則の『統要集』による公案があることから、『統要集』の将来者を道元禅師に擬することは無理である。

（5）金沢本『正法眼蔵』が古写本真字『正法眼蔵』に定稿化するとき改められた公案は、つぎの六則である。一、第三十八則香厳声色外句、二、第四十則霊雲水魚山鳥、三、第四十一則米胡頑石動也、四、第四十三則霊雲彩気精霊、五、第四十六則玄沙無縫塔、六、第五十一則石霜擬著即差。石井教授はこの六則にさしかえられて定稿化された公案が、道元禅師の立場に整合しないことを詳しく論じている。

（6）「正法眼蔵序」は内容的にも書誌的にも問題の文章である。これに対し、大久保道舟博士は「あまりに拙劣」な「禅門常套語の羅列」と述べている（『道元禅師伝の研究』）のに対し、柳田教授は「渾身の気魄をぶちまける、烈々たる文章」、「文字通りに新しい開堂記録」（道元と中国仏教　禅文化研究所紀要第一三号）と説いている。このように内容の評価に両極端の主張が存するが、書誌的にも、河村教授が真撰説をとるのに、石井教授は疑問説を唱えている。これら賛否両論は、まだ決着をみないが、これが真撰であるかどうかは、真字『正法眼蔵』の全体的考究によって、綜合的に判定するほかはない。それまでは、真偽論は括弧に入れておくべきで、真偽いずれかを前提して論を進むべきではない、と私は考える。

（7）『永平頌古』は九十則の頌古から成っているが、それは道元禅師の手において九十則にまとめられてあったものでなく、禅師示寂後、『広録』を編集する時点で、詮慧等によって九十則にまとめられたものであろう。「詮慧等編」とあるから、他の門人も加わったであろうが、詮慧は如浄の「参禅者身心脱落

也。不レ用二焼香・礼拝・念仏・修懺・看経一。祇管打坐始得」という一つの言葉を、頌古八十五則、頌古八十六則の二則に分けて編成しており、またこの例にみられるように一則の公案を四則に分けて編成している。これらは、九十則の体裁を調えるための不自然な編成というべきである。

（8）『永平頌古』は真字『正法眼蔵』の編纂に先立つと考えられるが、『永平頌古』の中には、真字『正法眼蔵』編纂以後のものと思われるものも含まれている。たとえば、『永平頌古』第十則船子蔵身の公案には、「次二海兄韻一挙」という但し書きが添えられているが、この但し書きについて、『永平広録註解全書』（下）によれば、三つの解釈があるという。一は、海兄は百丈懐海という説、二は禅師門下の僧海という説、三は四字衍字説である。四字衍字説は問題外として、この海兄は百丈懐海とはとうてい考えられないからして、それは禅師門下においてその俊秀を謳われながら、不幸夭逝した僧海首座と解するほかはない。僧海はその臨終に当って、「二十七年、古債未レ転、蹈二翻虚空一、投レ獄如レ箭」の遺偈を頌したが、この逝偈は多くの僧衆に感動を与えたという。「海兄」とは、撰者詮慧の僧海に対する親称であろう。道元禅師も、僧海の死を悼んで前後二度までも上堂され、その上堂語は『永平広録』巻一にみられるが、おそらく僧海の急逝が、船子が忽然として水中に身を没して蹤跡を留めなかったことにも比せられ、添え書きとなったものであろう。しかるに、僧海の示寂は、『永平広録』の上堂語の排列からして、仁治三年（一二四二）十月～十一月（伊藤秀憲　永平広録説示年代考）と推定される。従って、それは真字『正法眼蔵』の序文が撰せられた嘉禎乙未（一二三五）年より後れること七年である。そのように解すると、『永平頌古』は真字『正法眼蔵』編述以後のものも含まれているのである。しかし、これは詮慧等が『永平広録』を編纂する時点で後のものをも加えたと解せられるものであって、『永平頌古』の大部分は、禅師の興聖寺時代に成立していたのであり、これを後に編者詮慧が編集したとみられるのである。

（9）真字『正法眼蔵』を道元禅師単独の撰述でなく、寂円加担本とみることは、重大な問題提起である。これによって私は真字『正法眼蔵』にまつわる多くの疑問を一挙に解く鍵が見出されるかと思うのであるが、後賢の検討を俟ちたい。

（昭和六十年度駒沢大学特別研究助成による研究成果）